

朴裕河著『帝国の慰安婦』問題

(1) クロノロジー

<2005年>

*2005年9月、朴裕河著の『和解のために 教科書・慰安婦・靖国・独島』（プリワイパリ社）が韓国で刊行される。

<2006年>

*2006年11月、『和解のために』（平凡社）が日本で刊行される。

<2007年>

*2007年12月、『和解のために』日本語版が第7回大佛次郎論壇賞を受賞。

<2013年>

*2013年8月、朴裕河著の『帝国の慰安婦 植民地支配と記憶の闘争』（プリワイパリ社）が韓国で刊行される。

<2014年>

*2014年6月、「ナムムの家」に住む元慰安婦9人がソウル東部地方検察庁に『帝国の慰安婦』の中の100ヶ所以上の記述が名誉棄損にあたるとして告訴状を提出（刑事）。

*同月、上記9人がソウル東部地裁に出版差し止めの仮処分および元慰安婦への接近禁止を申請し、著者と出版社に損害賠償訴訟を提起（民事）。

*同年11月、『帝国の慰安婦』（朝日新聞出版）が日本で刊行される。

<2015年>

*2015年2月、ソウル東部地裁が『帝国の慰安婦』韓国語版の出版停止仮処分の申請を一部認め、34ヶ所の記述が9人の名誉を毀損していると決定する。

*6月、34ヶ所の記述を削除した『帝国の慰安婦』韓国語第2班がプリワイパリ社から刊行される。

*10月、『帝国の慰安婦』日本語版が第27回アジア・太平洋賞特別賞（毎日新聞社主催）および第15回石橋湛山記念早稲田ジャーナリズム大賞（朝日新聞社主催）を受賞。

*同月、原告側が著者の謝罪、韓国語第2版の絶版、日本語版の該当個所の削除を求めている刑事調停が決裂。

*11月19日、ソウル東部地裁が名誉毀損の容疑で朴裕河を在宅起訴する（刑事）。

*同月26日、日本の学者ら54人が「朴裕河の起訴に対する抗議声明」を出す。

*12月2日、韓国の知識人194人が「『帝国の慰安婦』の刑事基礎に対する知識人声明」を出す。

*同月9日、韓国内外の研究者・活動家ら380人が「『帝国の慰安婦』事態に対する立場」を発表。

<2016年>

*2016年1月13日、ソウル東部地裁が9人に対して賠償金として計9000万ウォン（約856万円）を支払うよう命じる判決を下す（1月19日被告側は控訴）。

*2月1日、ソウル西部地裁が9人による賠償金の差し押さえおよび取立命令申請を受け入れる。

*2月15日、朴裕河所属の世宗大学校が給与の一部差し押さえを通告。同氏の2~3月の

給与の一部が差し押さえられる。

* 3月7日、仮処分異議申請裁判が始まる。

* 3月8日、ソウル高裁が同氏による強制執行停止申請を認め、賠償金の半額である4500万ウォンの供託金を裁判所に預けるよう命じる。同氏は同額を預けた。

(2) 2016年3月28日東京大学『帝国の慰安婦』問題 シンポジウム

(i)吉見義明・中央大学教授

* 朴裕河が「外出の自由」がなかったことを示す証言を「外出の自由があった」かのように不正確に引用して、性奴隷という本質を否定するなど「しばしば資料や証言が語っていることとは逆の結論を導きだし」ていると指摘。「自分の主張の論証ができていないという」点で、この本は研究書として失格と言わざるをえない」と論評。

* 朴裕河が「日本軍、日本政府に責任ないかのように断定」しているのは、戦時、戦前の日本軍による性暴力について、「日本軍が軍の施設として“慰安所”を作らなければこういう問題は起きず、業者は軍の手足として使われた」という、「慰安婦」問題の「構造的認識ができていない」からだと断じた。

(ii)鄭栄桓・明治学院大学准教授

* 『帝国の慰安婦』が「(韓国に比べて)日本の言論界、出版言論の世界において、評価が異様に高い」と指摘しながら、朴裕河の日本軍「慰安婦」が「愛国的存在」であり、日本軍兵士と「同志的關係」にあったとする主張を批判。

* 朴裕河がそのような主張を裏付けているかのように引用している故千田夏光氏の著作では「朝鮮人「慰安婦」が愛国的存在などとは言われていない」と指摘、「言っていないことを言っているかのように」記述して「資料操作が行われている」と論じながら、こうした「初歩的な手続きの誤り」が全編にわたって見られ、次節を論証する「第一歩」から破綻していると批判。

* また、『帝国の慰安婦』の特徴である「慰安婦」を集めた業者を「主犯」とし、日本軍の責任を否定、あるいは「局限化」して法的責任を免罪する主張は、日本の歴史修正主義者と同じ立場だと断じた。

(iii)金富子・東京外国語大学教授

* 『帝国の慰安婦』で主張されている「朝鮮人“慰安婦”」の連行時の年齢に関し、「少女は少数で例外的」であったとする朴氏の説を検証し、「資料や証言に基づかず、自分で“証拠”を作り出している」と批判。

* 朴裕河は、韓国挺身隊問題対策協議会(挺対協)らの編集による「慰安婦」の証言集に拠ってそうした自説を唱えていながら、実際は証言集(6冊)に登場する被害者78人中、73人が未成年者であったと指摘。

* 日本と違い朝鮮で未成年者が多く徴集されたのは性病対策、国際法除外など「植民地支配と民族差別」による政府・軍の政策であったにもかかわらず、事実を歪めて未成年者が「少数で例外的」と書くのは、「植民地支配の罪の否定につながる」と批判。

(iv)小野沢あかね・立教大学教授

* 「人の文献や証言を恣意的に都合よく違った文脈で使っている」と批判。例として『帝国の慰安婦』の特徴である日本軍兵士と「慰安婦」の「同志的關係」があったとする説を検証、それは「娼婦」となった日本人女性「からゆきさん」が「愛国と誇りがあった」という前提

をまず設定して上で、その「からゆきさん」を「恣意的に」朝鮮人の「慰安婦」と同じであるかのようにつなげ、創作した産物にすぎないと分析。

*『帝国の慰安婦』を評価する側が、運動と学問の分離、既成概念の問い直しなどの論点を提起していることに対して、『帝国の慰安婦』は「それ以前の問題を多く抱えている」と反論した。 (『週刊金曜日』2016年4月22日付け、第1085号22—25頁)